

異なる場所を保護する固定式消火装置に用いるポンプ装置の共有に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正理由

A 類機関区域の固定式局所消火装置，深油調理器具用固定式消火装置，居室のスプリンクラ装置，旅客船にあつてはキャビンバルコニーの固定式消火装置等，保護する範囲が比較的狭い複数の固定式消火装置の設置が要求されることから，特に旅客船において，これらの複数の消火装置でポンプ装置を共有する事例が見られる。しかしながら，個々の消火装置に対する要件は規定されているものの，上記のような配置に対する要件は整備されていなかった。

このため IACS は，個々の消火装置等に故障又は損傷が生じた場合においても，故障又は損傷が生じた系統以外の消火装置の機能が損なわれないための安全対策として，統一解釈 SC216 を採択した。

今般，IACS 統一解釈 SC216 に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

異なる場所を保護する固定式水系消火装置でポンプ装置を共有する場合について，それぞれの消火装置の機能を確保するために必要な措置を規定した。